

治療促進のため取るべき対策(具体策)



ア. 肝炎ウイルス検査の受診勧奨

★一生に一度は、肝炎ウイルス検査を受診するよう、
様々な手段を用いて、効果的に、受診勧奨をすることが必要。

・職域を通じ、肝炎検査受診について、周知を図る。

(平成20年12月、大臣から日本経済団体連合会に、
検査受診勧奨等について、申し入れ。)

・医療機関への来院者に対し、医師から直接、受診勧奨。

(平成21年1月以降、日本医師会の協力を得て、全国の医療機関に対して、
リーフレット配布、医師から、肝疾患以外で来院した患者に、受診勧奨いただくよう
依頼。)

・肝臓週間に合わせ、様々な広報媒体を用いた集中的な受診勧奨。

(新聞広告、雑誌、インターネットテレビ、ラジオ、携帯サイト等、
多様な媒体を用い受診勧奨。)



イ. 肝炎の治療必要性等に関する正しい知識の普及

★<肝硬変・肝がんへと進行する確率が高い怖い病気であること>、
<肝炎の状態、インターフェロン治療を行えば、肝がん等への進行を防止できること>に
ついて、周知し、患者に対し、早期の通院・治療を促す必要。

・地方自治体における肝炎対策に係る広報充実を要請。

(平成20年11月、平成21年6月、都道府県等における広報実施状況について、
フォローアップ。)

(都道府県担当者会議等の機会を利用し、また、通知発出により、都道府県等に対し、
広報強化について、協力依頼。)